

平成 23 年 7 月 22 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚 木 市 情 報 公 開 審 査 会
会 長 玉 巻 弘 光

行政文書一部公開決定処分に対する不服申立てについて（答申）

平成23年 1 月19日付けで諮問された「行政文書一部公開決定」に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

政策部広報課平成22年文書番号803号及び884号に係る文書について、厚木市長が行った行政文書一部公開処分は、妥当である。

2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、平成22年6月2日付けで、政策部広報課平成22年文書番号803号及び884号に係る文書（以下「本件行政文書」という。）の公開を、厚木市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、厚木市長（以下「実施機関」という。）に請求した。
- (2) 実施機関は、本件行政文書には条例第7条第1号、同条第4号に該当する部分があるとして（処分理由省略）、本件行政文書について一部公開とする処分（以下「本件処分」という。）をし、平成22年6月10日付けで不服申立人に通知した。
- (3) 不服申立人は、本件処分に不服があるとして、平成22年8月11日付けで、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 不服申立ての対象となる文書は、「わたしの提案」実施要綱に基づき、提案された文書であるが、反社会的及び人種差別に関する内容並びに不服申立人を誹謗中傷する内容が記載されているにもかかわらず、広報課が内容を精査せず、提案を受け付けていることは大きな問題である。

イ 当該文書は、個人の心情等を書き留めたものであるという実施機関の主張は認めるが、その中には、不服申立人を名指しした内容及び個人情報も含まれ、人格を否定するような内容及び誹謗中傷が記載されている。

したがって、当該文書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であり、条例第7条第1号ただし書ウに該当する。

ウ 条例第7条第4号該当性について、実施機関は、当該文書の内容について判断しないという姿勢があり、その姿勢を維持するために、市民が「わたしの提案」実施要綱に基づく提案をためらうことから、意見を聴くためには当該文書を公開できないと理由付けをしているだけにすぎない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、政策部広報課平成22年文書番号803号及び884号に係る文書である。

本件行政文書は、いずれも厚木市の広聴制度として実施している「わたしの提案（市政に関する市長への手紙）」制度（以下「わたしの提案制度」という。）により、提案者である特定の個人（以下「本件提案者」という。）から提出された手紙（以下「本件手紙」という。）及び本件手紙を関係課宛てに送付する際の起案文書（以下「本件起案文書」という。）により構成されている。

(2) 第7条第1号本文該当性について

ア 本件起案文書及び本件手紙に記載されている本件提案者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 本件手紙は、わたしの提案制度に基づき、本件提案者が作成した提案内容が記載された文書であり、本件提案者の内心を吐露したもの等、個人の思想に関する情報が記載されていることから、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報であり、本件提案者が識別できる情報を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号本文に該当する。

(3) 条例第7条第1号ただし書該当性について

本件行政文書は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又

は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」とは認められないので、条例第7条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第4号該当性について

本件手紙は、わたしの提案制度に基づき提出された文書であり、これを公開した場合、提案内容の秘匿性を前提としたわたしの提案制度を通じた意見発信を市民がためらう結果をもたらし、市民から広く意見を聴き、開かれた市政の推進を目的とする事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、わたしの提案制度により、本件提案者から提出された本件手紙及び本件手紙を関係課宛てに送付する際の本件起案文書により構成されている。

(3) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、「実施機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものとされる。

ウ 本件手紙は、わたしの提案制度に基づき提出された文書であり、これを公

開した場合、提案内容の秘匿性を前提としたわたしの提案制度に対する市民の信頼を損ない、他者に自らの手紙を見られたくないと考える者は、わたしの提案制度を利用しなくなることが予想される等、わたしの提案制度を通じた意見発信を市民がためらう結果をもたらし、市民から広く意見を聴き、開かれた市政の推進を目的とする事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当すると判断する。

(4) 条例第7条第1号該当性について

本件手紙については、前記(3)で述べたとおり、条例第7条第4号に該当すると判断するので、条例第7条第1号該当性については判断するまでもない。

そこで、本号該当性については本件起案文書に関してのみ判断する。

条例第7条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第7条第1号本文該当性について

(ア) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報をもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件起案文書に記載されている本件提案者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 条例第7条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第7条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件提案者の氏名は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得

した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」とは認められないので、条例第7条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、前記3(2)アの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 付言

本件においては、不服申立てから実施機関による当審査会への諮問までに5か月余りが経過している。不服申立人による情報公開請求から実施機関による原処分までに要した期間が8日間であるのに比して、諮問までにこれ程長期の時間を要した事情の説明を実施機関に求めたが、合理的事情の存在を認めることは困難であった。原処分の見直しに相当の長期を要すると考えられる具体的事情が存する場合であれば格別、そのような事情が存したとは認められない本件において、処理にこれほどの期間を要したことは、簡易迅速な救済制度としての行政不服申立て制度の趣旨を損なうものといわざるを得ない。今後は、条例の規定に基づき、迅速に手続を行うことが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 1 月 19 日	○ 諮問
1 月 24 日	○ 実施機関に一部非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 14 日	○ 実施機関から一部非公開等理由説明書を受理
2 月 17 日	○ 不服申立人に一部非公開等理由説明書を送付
3 月 7 日	○ 不服申立人から口頭での意見陳述申出書を受理
4 月 27 日 (第 1 回審査会)	○ 審議
5 月 17 日 (第 2 回審査会)	○ 不服申立人から意見を聴取 ○ 実施機関の職員から一部非公開等理由説明を聴取
6 月 13 日 (第 3 回審査会)	○ 実施機関の職員から一部非公開等理由説明を聴取 ○ 審議
7 月 12 日 (第 4 回審査会)	○ 審議

厚木市情報公開審査会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	玉 巻 弘 光	学識経験者
会長職務代理者	中 小 路 大	学識経験者
	座 本 喜 一	学識経験者
	阿 部 美 恵	学識経験者
	大 貫 安 彦	学識経験者